

原 議 保 存 期 間 1 年
(平成32年3月31日まで)

警視庁交通部交通総務課長 殿
各道府県警察本部交通部長

事 務 連 絡
平成30年12月25日
警察庁交通局交通企画課理事官

ベルト型幼児用補助装置の取扱いについて

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第71条の3第3項において、「幼児用補助装置」を使用しない幼児を乗車させて自動車を運転してはならないとされている。昨今、座席ベルトに取り付けることにより座席ベルトの高さを調節するベルト型の製品（別添2参照）が販売されており、また、輸入されることが予定されているところであるが、このような製品が同項に規定する「幼児用補助装置」に該当するか否かについて、取扱い基準は下記のとおりであるので、遺漏のないようにされたい。

記

座席ベルトに取り付けることにより座席ベルトの高さを調節するベルト型の製品のうち、次に掲げる要件を満たすものについては、いわゆるチャイルドシートと同様、法第71条の3第3項に規定する「幼児用補助装置」に該当する。

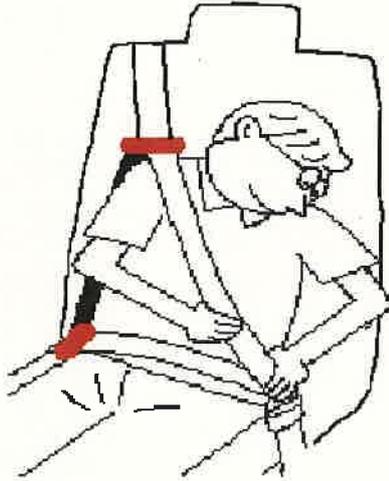
(1) 次のいずれかに該当すること

- ア 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第75条の3第1項の指定を受け、「Eマーク」（別添1参照）が表示されている製品
- イ 「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に附属する規則に基づき外国において認定を受け、「Eマーク」（別添1参照）が表示されている製品

(2) 幼児の発育の程度に応じた形状を有するものであること

なお、(2)の該当性判断に当たっては、(1)の「Eマーク」に表示された体重範囲等を参考とされたい。

ベルト型幼児用補助装置の一例（使用時のイメージ図）



Eマーク（出典：国土交通省ウェブサイト）

Eマーク
（現行基準を満たした製品）

UNIVERSAL 9 - 18 kg

042439

E₄₃

対象の体重範囲

※1チャイルドシートの種類

※2装置を認可した国の番号

当該装置番号

A diagram showing the components of an E-mark. At the top is the text 'Eマーク (現行基準を満たした製品)'. Below it is the text 'UNIVERSAL 9 - 18 kg'. To the left is a circle containing 'E' and '43' below it. Below that is the number '042439'. Red arrows point from the text to the corresponding parts of the mark: '対象の体重範囲' points to '9 - 18 kg', '※1チャイルドシートの種類' points to '9', '※2装置を認可した国の番号' points to '43', and '当該装置番号' points to '042439'.

